

食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金について （事業計画承認申請書の募集）

茨城県では、物価高騰への対応と、食品ロスの削減に資するため、食品製造工程等で発生する食品残渣を飼料又は肥料に再資源化する民間事業者を支援し、資源循環モデルの形成を図ることを目的として、設備等の整備及び実証に対する経費の一部を補助します。

1 補助金の名称 食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金

2 補助対象事業

県内において食品製造工程等で発生した食品残渣を飼料等（※1）に再資源化して県内への流通（※2）を図る資源循環モデルとなる取組であって、次の各号に掲げる全てを満たす取組に係る事業とする。

- （1）食品残渣の回収、飼料化等（※3）及び流通を一貫して行うものとする。なお、自ら排出した食品残渣を使用すること及び製造した飼料等の一部を自ら使用することを妨げない。
- （2）飼料化等の事業に新規参入又は事業拡大を図るものとする。

※1 飼料等とは、飼料若しくは肥料又はそれらの原料をいう。

※2 流通とは、製造した飼料等を他者（消費者、卸売事業者、二次加工事業者、小売店等）に販売又は無償で譲渡することをいう。自家消費のみを行う農業者は対象となりません。

※3 飼料化等とは、飼料等を製造することをいう。

3 補助対象者 茨城県内に事業所を有する次の者とする。

- （1）食品残渣を原料として、飼料化等及び流通に係る営業を行う者又は行おうとする者
- （2）（1）を含む多様な事業者で構成される団体又は集団（コンソーシアム）

4 補助対象経費、補助率及び補助上限額

補助対象事業を行うために必要となる次のいずれか又は両方の事業種目に対する経費について、補助率1/2以内、補助上限額500万円

- ①設備等の整備 ②実証

5 補助事業実施期限 2025年（令和7年）2月28日（金）

6 事業計画承認申請書の募集

- （1）募集期間 2024年（令和6年）8月2日（金）9時から
2024年（令和6年）8月30日（金）17時15分まで
- （2）必要書類 事業計画承認申請書及び添付書類
- （3）注意事項 必要書類を選定委員会で評価し、県の予算（1千万円）の範囲内において、より優れた事業計画から優先して補助金交付の候補として承認します。
補助金の交付申請書は、事業計画の承認を受けた者からのみ受け付けます。

7 その他 詳細は、茨城県環境政策課ホームページを御確認ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp//seikatsukankyo/kansei/kankyo/foodloss2024.html>

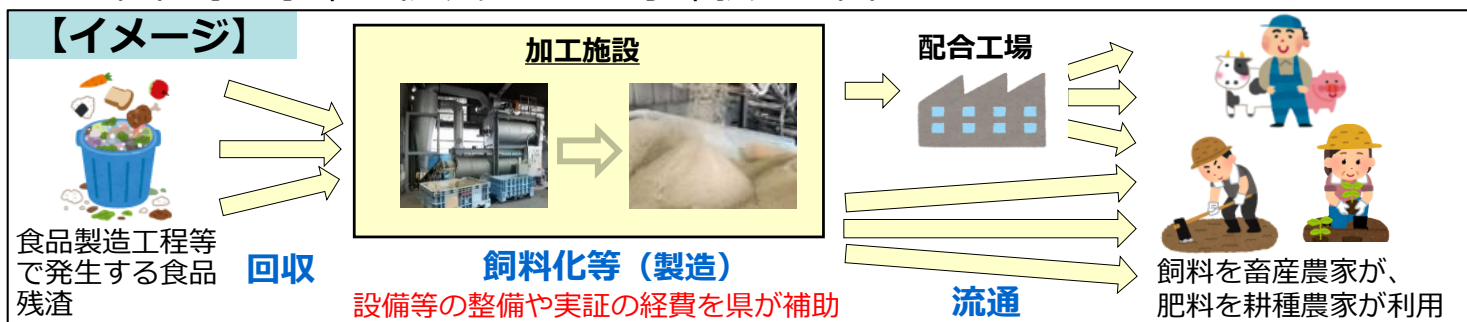
食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金

茨城県では、物価高騰への対応と、食品ロスの削減に資するため、食品製造工程等で発生する食品残渣を飼料又は肥料に再資源化する民間事業者を支援し、資源循環モデルの形成を図ることを目的として、設備等の整備及び実証に対する経費の一部を補助します。

補助対象事業

県内において食品製造工程等で発生した食品残渣を原料として、飼料若しくは肥料又はそれらの原料（以下「飼料等」という。）に再資源化して県内への流通を図る資源循環モデルとなる取組であって、次の要件の全てを満たす取組に係る事業とする。

- 食品残渣の回収、飼料化等及び流通を一貫して行うものとする。なお、自ら排出した食品残渣を使用すること及び製造した飼料等の一部を自ら使用することを妨げない。
- 飼料化等の事業に新規参入又は事業拡大を図るものとする。



補助対象経費、補助率、補助上限額、県予算額

補助対象経費	補助率	補助上限額	県予算額
補助対象事業を行うために必要となる次のいずれか又は両方の事業種目に対する経費 ①設備等の整備 ②実証	2分の1以内	①と②の合計で、補助事業者1者当たり5百万円	1千万円

補助対象者

茨城県内に事業所を有する者であって、県内において食品製造工程等で発生する食品残渣を原料として、飼料等の製造及び流通に係る営業を行う者又は行おうとする者。

又はこの者を含む多様な事業者で構成される団体又は集団（コンソーシアム）。

※流通とは、製造した飼料等を他者（消費者、卸売事業者、二次加工事業者、小売店等）に販売又は無償で譲渡することです。自家消費のみを行う農業者は対象となりません。

【問合せ・書類の提出先】

茨城県県民生活環境部環境政策課

電話：029-301-2933

電子メール：kansei1@pref.ibaraki.lg.jp

※書類の提出に当たっては、県ホームページに掲載の補助金交付要綱等を必ず御確認ください。

事業計画承認申請書の募集期間

2024年（令和6年）8月2日（金）9時から

2024年（令和6年）8月30日（金）17時15分まで（必着）

事業計画承認申請書の提出方法

必要書類一式及び電子データ一式の両方を提出

- 必要書類一式（1部）：郵送又は持参
- 電子データ一式（必要書類一式をPDF形式にしたもの）：電子メール

事業計画の承認

提出いただいた事業計画を選定委員会で評価し、県予算の範囲内において、より優れた事業計画から優先して補助金交付の候補として承認します。

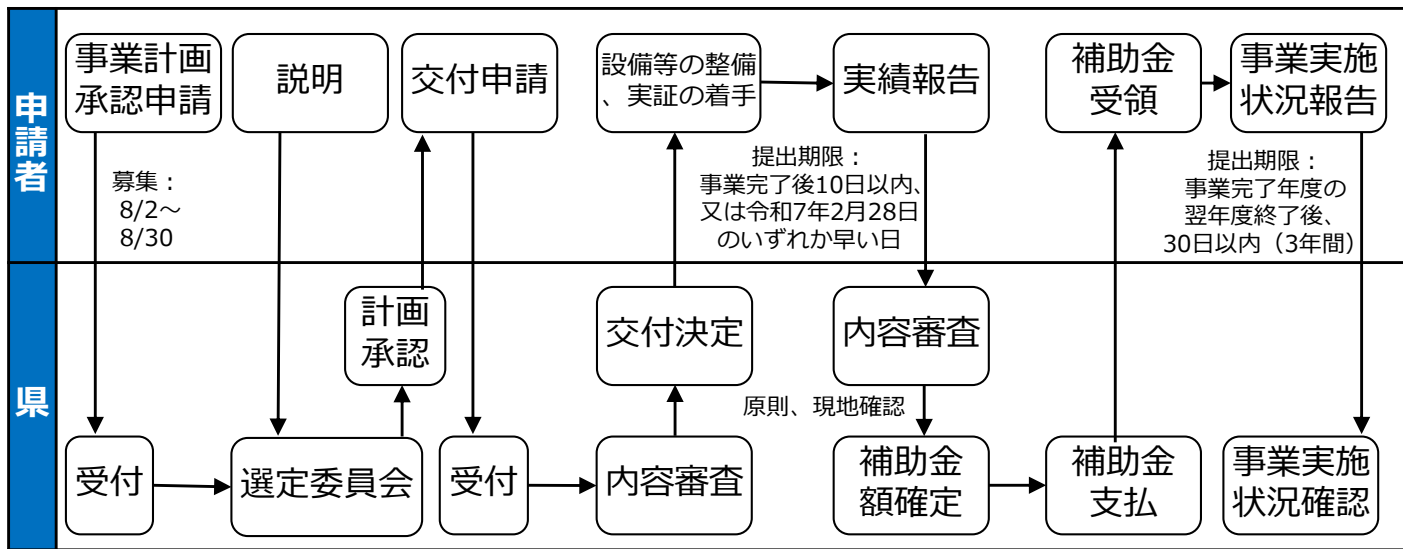
補助金の交付申請書は、事業計画の承認を受けた者からのみ受け付けます。

補助事業実施期限

2025年（令和7年）2月28日（金）（厳守）

本補助金は、国の交付金を財源としており、年度内に事業が完了する必要があることから、原則として補助事業実施期限の延長はありません。申請にあたっては、補助対象設備の納期や工事期間等を事前によく御確認ください。

主な手続きの流れ



※交付決定前に契約・発注に着手した場合は補助対象外となります。

注意事項

申請書類の記載内容に不備がある場合や添付書類が不足している場合は、申請を受付できない場合がありますので、十分確認した上で申請してください。

申請前に必ず、県ホームページにて詳細を御確認ください。

URL : <https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/kankyo/foodloss2024.html>

